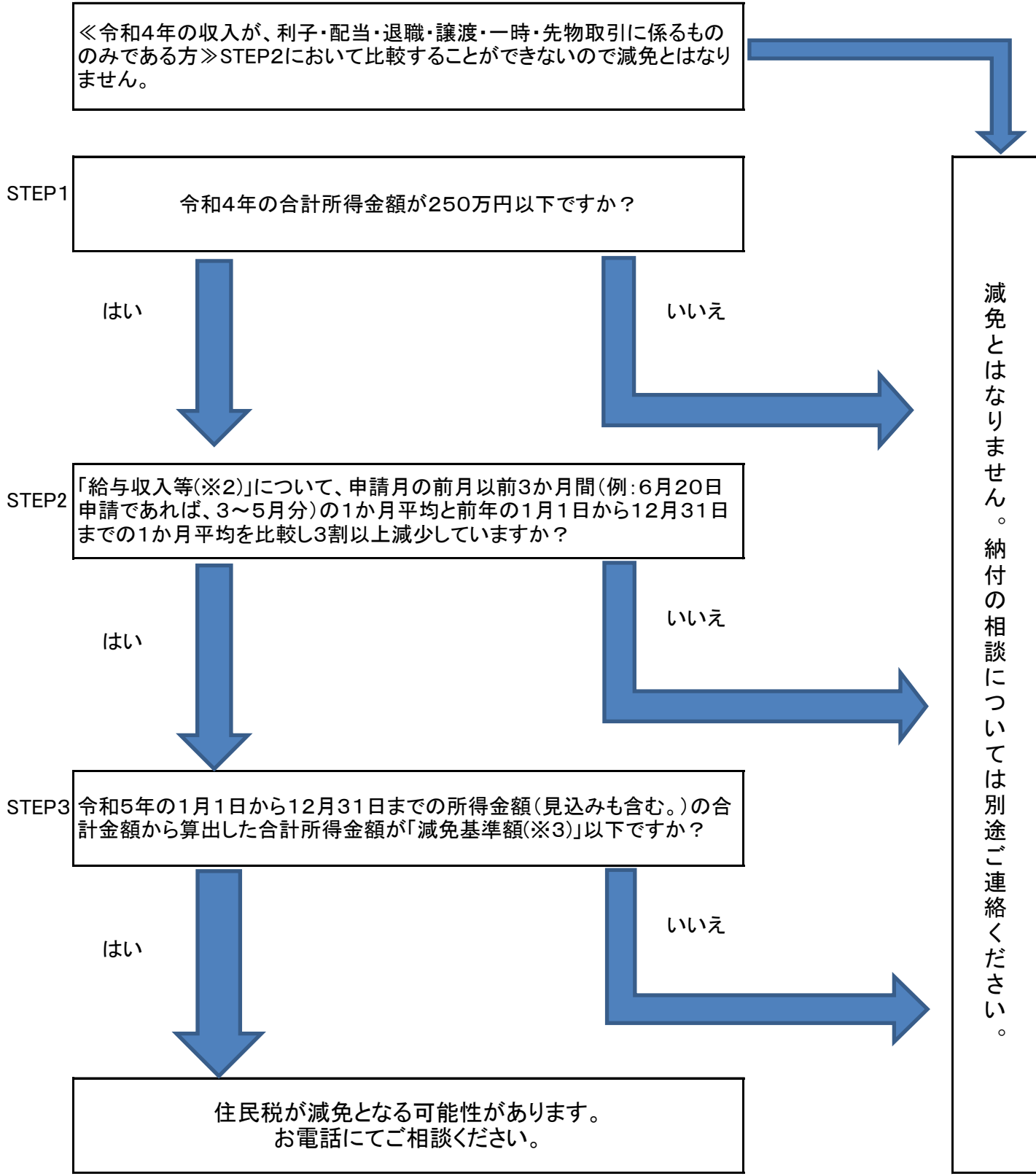


令和5年度における減免申請要件判定フローチャート(特別区民税・都民税の減免)

※申請書・必要書類は納期があつた部分の住民税は減免対象外となります。また、納期限前であっても、減免の決定がされるまでの期間において納付があつた部分の住民税は減免対象になりません。



- ※1 令和5年度の納税通知書に記載の令和4年の合計所得金額(令和5年度の納税通知書は令和5年6月10日頃(特別徴収の方は5月17日頃)に発送します。)
- ※2 不動産所得、事業所得(先物取引に係るものを除く。)、給与所得、山林所得及び雑所得(先物取引に係るものを除く。)に係る収入
- ※3 減免基準額とは、住民税の均等割が非課税となる額です。  
 未成年者の判定は令和5年1月1日時点、それ以外の判定は申請日時点の現況です。  
 単身者の場合は45万円  
 同一年計配偶者又は扶養親族がいる場合は35万円×(扶養数+1)+31万円  
 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親である場合は135万円

前年中の合計所得金額	(参考)給与収入	減免割合
250万円以下	3,675,999円以下	10割

納期限	
第1期分	6月30日
第2期分	8月31日
第3期分	10月31日
第4期分	1月31日
随3期分	3月31日